

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

「重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)」は、全国運転代行共済協同組合 (以下、「組合」といいます。) への加入、受託自動車共済・交通事故共済のお申込みの際に特に重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して記載しています。ご契約の申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

なお、「契約概要」「注意喚起情報」は特に重要な事項を説明し、ご契約内容のすべてを記載するものではありません。ご契約内容を記載した「定款・共済規程・受託自動車共済約款・交通事故共済約款」をお送りしますので、あわせて必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

1 契約概要

「契約概要」は組合へのご加入、受託自動車共済・交通事故共済のご契約の際に、特にご確認ください事項を記載しています。





● 共済契約者 (ご契約できる方) について ●

- 「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づき認定を受けようとする方および既に認定を受けている自動車運転代行業者であれば組合に加入できます。
- 公安委員会届出の車両のうち組合の共済事業に加入する随伴車1台につき10口 (1口1,000円) 以上の出資金をお支払いいただいた上で、別途「受託自動車共済」・「交通事故共済」をご契約いただくこととなります。また、随伴車を増やした場合は随伴車数に応じて出資金の払込みが必要になります。

● 商品の仕組み・内容 ●

受託自動車共済

受託自動車の受託中に衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、その他偶然な事故によって生じた損害に対し、下表の共済金を支払います。(随伴車の事故は補償されません。) 前記は被共済者に過失がある場合に、過失割合に基づいて支払われます。過失の無い天災等による損害については支払われません。

項目	支払いの内容
対人賠償 	受託自動車の受託中の事故で、他人 (同乗中の顧客を含む) を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、自賠償保険 (共済) で支払われる保険金 (共済金) を越える部分について、共済金をお支払いします。
対物賠償 	受託自動車の受託中の事故で、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに共済証書に記載の共済金額を限度に共済金をお支払いします。(受託中の車両を除きます。)
搭乗運転者傷害 	受託自動車を運転中の運転手が、自動車事故によって事故発生日から180日以内に死亡の場合、共済証書に記載の共済金額をお支払いし、身体に後遺障害が生じ自動車損害賠償保障法または労働者災害補償保険法に基づく後遺障害の認定を受けた場合は、共済金額に「受託自動車共済約款 別表1」に定める等級の支払割合 (2~80%) を乗じた金額をお支払いします。傷害を被り生活機能または業務能力が低下し、かつ事故発生日から180日以内に治療を要したときは「共済規程別表4」に定める医療共済金をお支払いします。 <small>※上記のお支払限度額は共済証書記載の共済金額とします。</small>
顧客車両 	受託自動車の受託中の事故で、受託自動車に生じた損害に対し、法律上の損害賠償責任を負い、受託自動車の修理金額が時価額以上になるときは時価額 - 車両免責金額、修理金額が時価額未満のときは損害額 - 車両免責金額をお支払いします。代車料金等の間接損害、車両運搬費をお支払いします。 <small>※共済金額は共済証書に記載の共済金額を限度とする組合が認めた額とします。</small>

※詳細は「定款・共済規程・受託自動車共済約款・交通事故共済約款」・「パンフレット」にてご確認ください。
 <付加できる保障：交通事故共済は受託自動車共済に加入の場合、付加しての申込みが可能です。>

交通事故共済

運転代行業務中の交通事故で、その身体に被った傷害に対して交通事故共済金（死亡共済金・後遺障害共済金・医療共済金・手術共済金）をお支払いします。詳細は「交通事故共済約款」・「パンフレット」にてご確認ください。

受託可能な自動車（下記記載車両に限るものとします。）

自家用普通乗用自動車	自家用小型乗用自動車	自家用軽乗用自動車	自家用普通貨物自動車
自家用小型貨物自動車	自家用軽貨物自動車	自家用特種用途自動車	
事業用普通乗用自動車	事業用小型乗用自動車	事業用軽乗用自動車	事業用普通貨物自動車
事業用小型貨物自動車	事業用軽貨物自動車	事業用特種用途自動車	

いずれも最大積載量5t未満（車両総重量8t未満）の自動車に限るものとします。

● 共済期間 ●

新規の契約期間（補償期間）はご契約開始日の午後4時に始まり、翌年の始期月同月1日の午後4時に終了します。継続の契約期間は満期日より1年間です。申し出等により上記以外の補償開始時刻の記載がある場合は、記載時刻を共済責任開始時刻とします。

● 払込方法 ●

月払となります。

● 掛金額について ●

申込書・パンフレット・共済規程等によりご確認ください。
なお、新規契約または増車・増員による1月に満たない掛金額は右表の短期率を乗じた金額とします。

< 短期率 >	補償開始日	短期率
	1日～10日	1.0
	11日～20日	0.7
	21日～月末	0.4

● 割引・割増の承継について ●

- 他の損害保険会社、または他の共済協同組合（以下、他社といいます。）契約者であった方は、他社契約の割増引の料率を承継します。ただし、他社契約の満期2ヶ月以内の場合は次期の料率を承継します。
- 前項の契約が割引の場合、前契約解約後7日以内の加入に限り承継できます。

● 掛金請求方法について ●

■ 受託自動車共済…「当月分当月請求」

- 最低1台の随伴車登録が必要となります。
- 当月1日での登録台数で、請求させていただきます。

■ 交通事故共済…「翌月前払請求」

- 前払請求の為、初回契約時は2ヶ月分掛金を請求させていただきます。
- 当月1日時点での登録人数が翌月分として請求する掛金の対象人数となります。

● 掛金振替・掛金未納について ●

■ 掛金振替日…毎月23日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）

初回および口座振替手続きが完了していない2回目以降は組合から案内する銀行口座への振込みをお願いします。

■ 掛金未納の場合の取扱い

未納期間	共済権利（払込状態）	補償	備考
1ヶ月	有効（払込猶予期間）	▲	事故が起きた場合は未納掛金のご入金確認後に事故対応が可能となります。（注）
2ヶ月	失効（特別猶予期間）	×	未納開始月の1日に遡り補償がない状態。未納掛金の入金日から権利が復活します。
3ヶ月	解除	×	失効後1ヶ月以内に入金が無い場合、未納開始月に遡って契約解除となります。

（注）払込猶予期間内であっても、新規事故受付を行うときは掛金の滞納が始まった月の掛金を支払わなければなりません。また、事故発生月の掛金が支払われない場合、組合は共済金の支払を含む事故対応を中止します。ただし、払込猶予期間内に当該掛金の支払が行われた場合は事故対応を再開します。

● 契約者割戻しについて ●

受託自動車共済および交通事故共済での契約者割戻しは行いません。

● 解約返戻金等について ●

解約に際しての掛金につき、解約日の属する月の翌月以降の掛金が払い込まれた場合はその金額を払い戻し、解約日の属する月を含め、それ以前の掛金については払い戻しません。解約日の属する月を含め、それ以前の月の掛金については全て払い込まなければなりません。解約返戻金はありません。

● 交通事故共済の消滅について ●

受託自動車共済が解約、解除等の事由により消滅した場合、交通事故共済も受託自動車共済と同時に消滅します。

● 等級別割引・割増制度について (受託自動車共済) ●

共済契約者の方の掛金負担の公平化を図るため、掛金納入額に対する事故共済金の支払割合(損害率)に基づき、下表のとおり等級別割引・割増制度が採用されています。はじめてご契約される場合は、原則として基本の6等級になります。1年後の契約更改時に、次の損害率に応じた等級による掛金のご案内をいたします。

$$\text{損害率} = \frac{\text{※当年度支払共済金}}{\text{※当年度共済掛金}}$$

※当年度の損害率を算定する対象期間は、新規契約時は新規契約の始期日より9ヶ月目の月末までの期間とし、それ以降の契約更改の場合は、前述の期間末日の翌日よりその日を含む1年間とする。

【例：1月1日契約始期の場合】 ※算定対象期間：次年度等級を算定する対象期間



< 損害率と翌年度割引・割増率 (随伴車49台以下) >

当年度	割引掛金																基本
	等級	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	
率 (%)	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	100	
0	20等級 30	20等級 30	19等級 35	18等級 40	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	7等級 95	
1~10	20等級 30	19等級 35	19等級 35	18等級 40	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	7等級 95	
11~20	20等級 30	19等級 35	18等級 40	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	6等級 100	
21~30	20等級 30	19等級 35	18等級 40	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	6等級 100	
31~40	19等級 35	18等級 40	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	5等級 108	
41~75	18等級 40	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	4等級 116	
76~100	17等級 45	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	3等級 124	
101~125	16等級 50	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	2等級 132	
126~150	15等級 55	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	1等級 140	
151~175	14等級 60	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	1等級 140	1等級 140	
176~200	13等級 65	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	1等級 140	1等級 140	1等級 140	
201~225	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	1等級 140	1等級 140	1等級 148	1等級 148	
226~250	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	1等級 140	1等級 140	1等級 148	1等級 148	
251以上	12等級 70	11等級 75	10等級 80	9等級 85	8等級 90	7等級 95	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	1等級 140	1等級 140	1等級 148	1等級 148	

当年度	割増掛金																						
	等級	5	4	3	2	1	特1	特2	特3	特4	特5	特6	特7	特8	特9	特10	特11	特12	特13	特14	特15		
率 (%)	108	116	124	132	140	148	159	170	181	192	206	220	234	248	265	282	299	316	336	356	356		
0	6等級 100	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	3等級 124	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356
1~10	6等級 100	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
11~20	5等級 108	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
21~30	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
31~40	4等級 116	3等級 124	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
41~75	3等級 124	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
76~100	2等級 132	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
101~125	1等級 140	特1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
126~150	1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
151~175	1等級 148	特2等級 159	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
176~200	1等級 159	特2等級 170	特3等級 181	特4等級 192	特5等級 206	特6等級 220	特7等級 234	特8等級 248	特9等級 265	特10等級 282	特11等級 299	特12等級 316	特13等級 336	特14等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
201~225	1等級 159	特2等級 170	特3等級 181	特4等級 192	特5等級 206	特6等級 220	特7等級 234	特8等級 248	特9等級 265	特10等級 282	特11等級 299	特12等級 316	特13等級 336	特14等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
226~250	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356
251以上	特3等級 170	特4等級 181	特5等級 192	特6等級 206	特7等級 220	特8等級 234	特9等級 248	特10等級 265	特11等級 282	特12等級 299	特13等級 316	特14等級 336	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356	特15等級 356

* 随伴車50台以上の等級の適用については「共済規程：別表3」を参照ください。

裏面の「注意喚起情報」もご確認ください。

「注意喚起情報」はご契約に際して、共済契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

●自動車運転代行業の業務形態●

以下の条件を満たしていないと補償が受けられません。

- ① 顧客車を第二種免許者が運転
- ② 原則として顧客車に利用者が乗車している
- ③ 常態として随伴車が追隨している（常に顧客車と随伴車がペア走行している）

※ペア走行せずに、目的地に到着後に随伴車が顧客車運転者を回収すること（回収方式）は認められません。

●申込書の記載内容について●

申込書・告知書の記載内容が事実と相違している場合には、共済契約が解除されたり共済金の支払いができないことがあります。

●共済期間●

共済期間は月の初日から1ヵ年後を終期とし、期間途中の変更はできません。

●クーリング・オフについて（お申込みの撤回等）●

共済期間が1年を超えない契約の為、クーリング・オフ（お申込みの撤回等）はありません。

●共済金をお支払いできない主な場合●

下記の損害に対しては共済金をお支払いしません。なお、この他にもお支払いできない場合がありますので、詳細については「共済規程・受託自動車共済約款・交通事故共済約款」をご参照ください。

【共通（対人賠償・対物賠償・搭乗運転者傷害・顧客車両）】

- 組合に顧客車両運転の運転手登録がされていない場合・組合に登録のない随伴車を使用している場合の事故
- 戦争・外国の武力行使などの事変・暴動による損害、核燃料・放射能汚染などによって生じた損害・地震、噴火、津波の不可抗力による事故（これらの混乱によって生じた事故を含みます。）
- 受託自動車の盗難による事故
- 運転代行業ではない自動車修理業、駐車場業（一時預かり駐車中を含む）などを行っているときに生じた損害
- 運転代行業の認定申請中の事故
- 運転代行業の認定を受けていない場合 等

【顧客車両】

- 道路運送車両法に規定する規格以外に改造された車両の損害（改造が原因、改造部分にかかわる場合）・故障損害・受託時前から存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然の消耗・共済契約者が所有する車両の損害・車検切れでの事故・無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響による事故 等

【対人賠償・対物賠償】

- 「共済契約者またはその法定代理人※」、「共済契約者またはその法定代理人※と同居の父母、配偶者、子」、「共済契約者の業務に従事中の従業員」、または「共済契約者の業務に従事中の従業員と同居の父母、配偶者、子」の生命または身体を害された場合
 - 自賠償保険（共済）が締結されていない場合の自賠償保険（共済）が本来負担すべき部分
 - 「共済契約者またはその法定代理人※」、「共済契約者またはその法定代理人※と同居の父母、配偶者、子」、「共済契約者の業務に従事中の従業員」、または「共済契約者の業務に従事中の従業員と同居の父母、配偶者、子」の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合
- ※法定代理人：共済契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関 等

【搭乗運転者傷害】

- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為または故意または重大な過失によってその本人について生じた傷害・無資格運転・酒気帯び運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない状態で生じた傷害・脳疾患、疾病を原因として正常な運転ができない状態で生じた傷害・交通事故証明書が人身事故として取得できないとき 等

【交通事故共済】

- 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害
- 組合に運転手登録されていない者の事故
- 随伴車登録がない車両を使用して代行業務をおこなっていた場合の事故
- 4輪以外の自動車に搭乗中の事故・被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害
- 無資格運転、酒気帯び運転・麻薬等の影響による事故・脳疾患、疾病など正常な運転ができないおそれのある状態での事故
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料、放射能汚染などによって生じた損害、地震、噴火、津波の不可抗力による事故（これらの混乱によって生じた事故を含みます。）
- 交通事故証明書（人身扱）のない事故
- 通勤途上の事故 等

●告知義務について●

契約者または共済契約者になる者は、共済契約の締結あるいは共済期間満了をもって共済契約を継続する際、告知事項について、共済契約申込書もしくは継続申込書記入により、事実を告知しなければなりません。

- ①本組合に運転手登録する者の人数、氏名、生年月日および第二種運転免許保有の有無
- ②組合に登録する随伴車の台数および登録番号
- ③重複契約の有無、重複契約がある場合はその締結先の名称、重複契約となっている随伴車の台数及び登録番号
- ④随伴車の総保有台数
- ⑤分割契約の有無、分割契約がある場合はその締結先の名称ならびに随伴車の台数および登録番号
- ⑥他社からの乗換契約の場合、過去3年間の他社の名称、適用料率、事故の有無ならびに事故がある場合はその件数および支払保険金（共済金）の額
- ⑦他社からの乗換契約の場合、過去1年間に他社から受託自動車保険または共済契約を解除されたことの有無
- ⑧新規契約の場合、申込理由
- ⑨新規契約の申込理由が独立、事業譲渡または会社分割の理由による場合は、独立元、事業譲渡元または会社分割元の氏名もしくは名称および住所ならびに法人であるときはその代表者の氏名

●通知義務について●

■随伴車登録内容の変更について

随伴車登録内容に変更があった場合は、FAX 等による書面、または組合の Web サイトを通じての変更が必要です。変更通知がなく登録のない場合の事故に関しては共済金が支払われないだけでなく、法律上、違反行為となります。

変更通知を頂いた場合、翌営業日に「異動承認書」を発行いたしますので、**変更日より10日以内に警察署へ登録変更届を提出**してください。

注：異動承認書は公的証明書となります。必ず共済証書と一緒に保管ください。

※変更通知をせずに（損害賠償措置を講じないで）営業を行った場合、契約解除等、厳正に対応します。

■運転手登録内容の変更について

本組合に運転手登録されている者に変更があった場合は、FAX 等による書面、または組合の Web サイトを通じての変更が必要です。**変更通知がなく登録のない場合、受託自動車共済及び交通事故共済の両方の共済金が支払われません。**なお、随伴車運転手の変更通知がなく登録がない場合、交通事故共済の共済金が支払われないこととなります。

注：代表者が運転する場合も必ず、登録が必要となります。

■重複契約を締結する場合について

当共済に登録している随伴車と同一車両につき、契約締結の後に（契約締結時は告知義務）他の共済や損害保険会社に当共済と重複して登録した場合は通知が必要です。

●契約の調査確認について●

組合は共済契約者等を訪問し申込内容や告知事項、通知事項、および共済金請求内容の調査確認をすることができます。

●告知義務・通知義務違反による解除について●

組合は、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって、告知・通知の際に事実を告知・通知しなかった場合または事実と異なることを告知・通知した場合、契約を解除または共済金を支払わない場合があります。

●解除されるとき●

■共済掛金の入金がないまま特別猶予期間が終了したとき

■告知義務違反・通知義務違反があったとき

■共済金の請求について詐欺（未遂を含む）を行ったとき など、重大事由に該当する事由があるとき 等

●事故が起こったとき（受託自動車共済）●

事故が発生した場合や、事故が発生したことを知ったときは、直ちに連絡が必要です。正当な理由なく通知を怠った場合、組合は損害額の一部または全部を支払わない場合があります。被共済者にケガがある場合など共済金が支払われる場合もありますので、必ず事故連絡をしてください。

●共済金を請求する場合●

受託自動車共済約款または、交通事故共済約款に記載の書類または証拠、および顧客車運転手の運転免許証の写しのうち、組合が求めるものを提出しなければなりません。

● 免責金について ●

顧客車両の免責金（共済契約者の自己負担金）は、組合からの依頼を受けてから7日以内にお支払いください。免責金の払込みが請求してから1ヶ月以上経過しても履行されない場合、組合は新規の事故受付を行わないことがあります。

● 解約について ●

ご契約を解約される場合は、本部または代理店に書面または電話でのご連絡が必要です。解約日はお申し出日以降となります。

● 事業譲渡および法人化・個人化 ●

■本組合は既存の契約の全部または一部を消滅させ、新規に本組合へ契約しようとする申込と本組合がみなしたとき、または第三者への事業譲渡であるが随伴車及び運転手の構成は殆ど変わらないと本組合がみなしたときは、新たに締結しようとする契約に、契約者の同意を得た上で、**既存の契約の割増料率（損害率算定期間後の申込の場合は更改後予定料率）を適用**し、かつ、**既存契約の損害率に算入されなかった当年度掛金と当年度支払共済金を新規契約の損害率に算入する**ことができます。

■個人事業主であった共済契約者が法人を設立して事業を引き継ぐ場合、または法人であった共済契約者が、法人を解散して個人で事業を行う場合も同様とします。（個人事業主の代表者と法人の代表取締役が同一の場合は割増引料率を適用。）

● 契約の継続 ●

■契約の継続には継続の申込みが必要です。組合は、事故状況、免責金及び掛金の入金状況、出資金の払込み状況を含む組合の各種規定の遵守状況、不正な料率適用、および不正な共済金請求等を意図する行為の有無、共済契約の正当性も損なっていると判断される行政処分の有無等を確認し、共済契約の継続を拒絶することまたは、共済金額・免責金額の変更を求めることができます。

■暴言、威嚇、嫌がらせ等の行為により、共済業務の円滑な遂行が不可能と判断した場合、共済契約の継続を拒絶することができます。

● 組合からの脱退 ●

組合所定の〔書面〕「脱退届」の提出が必要です。

● 出資金の返還時期 ●

組合から脱退する場合、事業年度の終わりに脱退することになり、出資金の返還はその事業年度の決算が総代会で承認を受けた後となります。



ただし、中小企業等協同組合法第19条でいう「組合員資格の喪失」、「死亡または解散」、「除名」等を脱退事由とする場合は、その都度返還します。

● 契約内容照会制度について ●

組合は他の損害保険会社、または他の共済協同組合及び監督官庁から共済契約内容（認定番号、共済契約者名、共済契約者の住所、随伴車の登録台数、登録番号等）の照会があった場合、他の損害保険会社、または他の共済協同組合及び監督官庁に直接回答できるものとします。組合は他の損害保険会社、または他の共済協同組合に契約申込み（契約の継続を含む）の諾否判定を目的として契約内容（認定番号、契約者名、契約者の住所、随伴車の登録台数、登録番号等）の照会ができるものとします。

参考情報

◆ 個人情報の取扱いに関する事項 ◆

組合は本契約に関する個人情報を、共済引受の判断、本契約の履行、サービスの提供、各種サービスの案内、業界情報をはじめとした各種情報の提供、アンケートの実施等に利用するほか、下記①～②、その他運営上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

① 組合が上記業務のために、業務委託先（支部・代理店を含みます）、医療機関・共済金支払先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けることがあります。

② 組合が共済制度の健全な運営及び再保険取引のために、他の保険会社、再保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらのものから提供を受けることがあります。

組合の個人情報保護方針については組合のホームページをご覧ください。

(<https://www.daikokoyosai.or.jp>)